

# 業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和6年10月9日開催 金融先物取引業協会]

## 1. 金融行政方針の公表について

- 金融庁は、2024 事務年度一年間の方針や重点課題を示した金融行政方針を8月30日（金）に、金融行政方針に関する具体的な施策をまとめた「実績と作業計画」を9月27日（金）に公表した。
- 金融行政方針に盛り込まれている各取組については、下記ウェブサイトの概要をご参照いただきたいが、金融庁として、
  - ・ これまで取り組んできた資産運用立国の実現に向けた施策等を着実に進めるとともに、
  - ・ 社会・経済環境の変化にも柔軟に対応し、金融システムの安定・信頼と質の高い金融機能の確保等を図っていくとの方針を示している。  
(参考) 金融行政方針・金融レポート  
<https://www.fsa.go.jp/policy/summry.html>
- 金融庁としては、金融行政方針を端緒として、皆様と課題認識等を共有し、建設的な対話を行いたいと考えている。金融庁では、本方針等に関する説明会を各地域で開催中であり、本方針の内容でご不明な点、ご懸念の点、ご提言したい点があれば、遠慮なくお問合せいただきたい。

## 2. サイバーセキュリティに関するガイドラインについて

- サイバーリスクは、技術の発展や地政学リスクの高まりなどとともに増加しており、トップリスクの一つとして、金融機関において適切に管理していく必要がある。昨今の脅威動向、これまでのモニタリングの実績、国内外の情勢等を踏まえ、先般、サイバーセキュリティに関する新たなガイドライン案について、パブリックコメントに付したところであり、ご意見をいただき感謝申し上げます。
- いただいたご意見への金融庁の考え方及び同ガイドラインを最終化し

たものを 2024 年 10 月 4 日に公表している。

(注) ガイドラインは同日に適用開始。

<https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20241004/20241004.html>

- 金融機関等の規模・特性は様々である。このため、ガイドラインにも記載しているとおり、「基本的な対応事項」及び「対応が望ましい事項」のいずれについても、一律の対応を求めるものではなく、金融機関等が、自らを取り巻く事業環境、経営戦略及びリスクの許容度等を踏まえた上で、サイバーセキュリティリスクを特定、評価し、リスクに見合った低減措置を講ずること（いわゆる「リスクベース・アプローチ」を採ること）が必要であると考えている。
- また、金融機関におけるサイバーセキュリティ管理態勢上の課題への対応には、時間がかかるものもあると考えている。したがって、重要性・緊急性に応じて、優先順位をつけた上で、順次対応していただければと考えている。
- 金融庁としては、金融システム上の重要性・リスクなどを勘案の上、同ガイドラインの運用などを通じて、金融機関におけるサイバーセキュリティ管理態勢の強化を促してまいりたい。

### 3. 外部委託先管理の強化について

- 昨今、外部委託先に対するサイバー攻撃により、金融機関の顧客情報が漏えいする事案が発生している。
- 委託先におけるインシデントであっても、金融機関が顧客情報管理の責任から逃れられるわけではない。
- 重要な委託先におけるインシデントの原因の検証及び再発防止策の実効性の確保、これらが確保できない際の代替策の検討を含め、委託先管理の有効性・十分性を確認し、必要に応じて改善していただきたい。

### 4. 金融行政方針（監督局関係）及び F X 会社等のモニタリングについて

- 8 月 30 日に公表した 2024 事務年度の金融行政方針のなかで、業態横断的なモニタリング方針として、①経営基盤の強化と健全性の確保、②利用者目線に立った金融サービスの普及、③台頭するリスクへの対応等を掲げ

ていることを踏まえ、FX会社に以下の取組みをお願いしたい。

- 近年、外国為替市場のボラティリティが高まっている中、今年8月の相場急変時を含め、ロスカット未収金の発生は少額にとどまっている。
- また、決済リスク管理態勢の強化のために導入されたストレステストの結果を見ても、一部マイナスとなるFX会員が見られるものの、多くの会員においては、一定の財務健全性の確保に努めていただいていると考えている。
- 会員におかれては、引き続き、市場動向に細心の注意を払い、適切なカバー取引を行うとともに、日次ストレステストを適切に実施するなど、決済リスク管理態勢の強化に取り組んでいただきたい。
- また、FX取引に係る苦情の件数は増加している状況にないものの、取引の勧誘・説明に関する苦情が一定程度継続的に寄せられている。法令等を遵守した適切な業務運営を遂行することは当然のことだが、FX業界の持続的な成長には、適切なサービス提供を通じて投資家から信頼を得ることが不可欠であることから、協会員各社におかれては、顧客の属性を踏まえた勧誘・説明や、苦情への真摯な対応など、利用者目線に立った顧客本位の業務運営に努めていただきたい。
- 加えて、顧客に安定したサービスを提供するための基盤であるシステムリスク管理態勢やサイバーセキュリティの強化にしっかりと取り組んでいただきたい。
- 今事務年度においても、FX取引をはじめ、金融先物取引を扱う金融商品取引業者等の特性や課題を踏まえながら、各社の経営陣の取組状況も含めて深度ある対話を行っていききたい。

#### 5. 「国民を詐欺から守るための総合対策」について

- 令和5年下半期以降、投資家や著名人に成りすましたSNS上の「偽広告」等によって被害者を誘い込み、SNS上のやり取りで信用させ、金銭をだまし取る手口の詐欺等の被害が急増したことを受け、今年6月に、政府において「国民を詐欺から守るための総合対策」が取りまとめられた。
- 総合対策の施策の一つとして、事業者団体等における偽広告等への適正

な対応の推進が求められており、具体的には、貴協会を始めとする金融関係事業者団体において、横断的に、偽広告等に関する情報収集や注意喚起を行うとともに、自らになりすました偽広告等を発見した場合などには積極的な削除要請を行うことが求められている。

- これまで、貴協会をはじめとする金融関係事業者団体の皆様と、本施策の具体的な取組内容について、事務的にご相談を重ねさせていただいたところであるが、今般（9月13日付けで）、貴協会及び協会会員等に対し、自らになりすました偽広告等に関する情報収集や注意喚起、偽広告等の積極的な削除要請の実施、並びにその結果について金融庁への報告を求める要請文を発出させていただいた。
- 投資詐欺被害の防止に向けて政府一体となって取り組んでいるところ、貴協会及び各社におかれても、要請文に沿った対応について、ご協力をお願いしたい。

（以 上）